

原発事故に伴う賠償申請手続き個別相談会の開催について（事業者向け）

福島原発事故に伴う損害について、東京電力への賠償請求を検討している道内事業者の方々を対象として、北海道弁護士会連合会と連携し、具体的な賠償申請方法などに関する個別相談会の開催を予定しますので、ご案内いたします。

◎主 催：北海道、北海道弁護士会連合会

◎共 催：(社)北海道観光振興機構、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、
日本観光旅館連盟北海道支部連合会、国際観光旅館連盟北海道支部
(社)北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、
(公財)北海道中小企業総合支援センター、(社)北海道貿易物産振興会

◎対 象 者：観光・輸出等の道内事業者

◎相談対応者：道内各弁護士会（旭川、釧路、札幌、函館）所属の弁護士

◎相談内容：・東京電力への損害賠償申請に関すること
・東電の「補償基準」に記載されていない損害に関すること ほか

◎参加費：無料

◎日程・会場

○事業者（相談者）側が会場を用意し、3事業者以上による相談会を希望する場合 ⇒ 「申込様式A」

・弁護士会から講師を派遣いたします。

＜講師派遣日程＞（ご要望の日程に添えない場合もありますので了承願います。）

日程	講師の派遣を行う地域
H24.2.13(月)～2.21(火)	・道南圏 [渡島・桧山(総合)振興局管内]
H24.2.22(水)～2.29(水)	・道北圏 [上川・留萌、宗谷(総合)振興局管内]、 ・オホーツク圏 [オホーツク総合振興局管内]
H24.3.1(木)～3.9(金)	・十勝圏 [十勝総合振興局管内] ・釧路・根室圏 [釧路・根室(総合)振興局管内]
H24.3.12(月)～3.30(金)	・道央圏 [空知・石狩・後志・胆振・日高(総合)振興局管内]

○単独での相談会参加を希望する場合 ⇒ 「申込様式B」

日程	開催地	会場
H24. 2. 13(月) ～3. 30(金)	旭川市、釧路市 札幌市、函館市	後日、個別にお知らせします。 ※各弁護士会の会議室や弁護士事務所等で開催します。

◎相談会開催にあたっての注意事項

○事前に、東電の「請求書用紙」を用意して下さい。

*必要となる請求用紙の種類：～観光業者の場合：「観光業者用B」＋「その他請求用」

～輸出業者の場合：「輸出用」＋「その他請求用」

※必要に応じ「間接用」も準備願います。

*請求書用紙の請求方法：～東電「福島原子力補償相談室（コールセンター）」へ電話連絡により
請求して下さい。（0120-926-404 受付 9:00～21:00）

◎東電の請求用紙「観光業者用B」の対象業種は、次のとおりです。

宿泊関連施設、レジャー施設、観光産業、交通産業、文化・社会教育施設、観光地での飲食業・小売業

◎申込方法：説明会に参加をご希望の方は、別添申込様式A又はBにより、平成24年1月31日（火）までにFAXで申し込みください。

問合せ先：TEL：011-204-5302

お申込先：FAX：011-232-4120

北海道経済部観光局 佐々木、山口 あて

＜注意事項＞

本相談会は、原発損害賠償申請手続き等に関する具体的な方法等に関する相談対応を目的としたものであり、東電からの賠償を保証するものではありません。